

経営者の皆さまへ

春の訪れに先立ちまして
改正速報をお届けします

平成 27 年度 業務改善助成金

2つのアクションの実施で **最大 150 万円**

■ 最低賃金の引上げ（40 円以上）

会社内の最低賃金を 40 円以上引上げ
(時間給または時間給換算額で 800 円未満の賃金額)

■ 業務改善設備投資等の導入

労働効率増進となるような設備投資が対象 ※社会通念上当然必要となる経費除く
単なる経費節減のため（LED電球への交換、エコカーへの買い替え等） → 対象外
職場環境改善のため（エアコン設置、机、いすの増設） → 対象外

《助成率と助成金額》

◆助成率

業務改善設備投資、経費の $3/4$ （企業規模 30 人未満の小規模事業者）
※30 人以上は $1/2$

◆助成金額

上限 100 万円

さらに、時間給（時間給換算）額 800 円未満の 10 人以上の従業員を
60 円以上上げた場合、(10 ～ 14 人 130 万円)(15 ～ 19 人 140 万円)
(20 人～ 150 万円) が上限となります。

《注意点》

- ▼引上げる従業員は、雇用保険に入っていないでもいいですが、6 か月以上雇っていることが必要です。
- ▼交付申請後の交付決定前後に解雇をしていると受給できません。
- ▼「社会通念上当然必要となる経費」とは、同程度規模のその業種で一般的に使用・保有しているものの購入経費
・飲食店における冷蔵庫、理美容業における理美容機器、倉庫業におけるフォークリフトなど
(ただし、業務効率の改善につながることであれば、一概に対象外になるわけではありません。)
- ▼車両については、「特種用途自動車」に限られます。(いわゆる、8 ナンバー)
- ▼過去に、この助成金を受給したことがあると、今年度は受給できません。

この助成金は、地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける企業が、設備投資をして
業務改善を行いつつ企業内最低賃金を上げる場合、それを支援する目的で設けられています。
皆様の雇用保険料が財源になっている助成金です。

事例 1

介護事業 → リフト付き特殊車両送迎車を購入
(送迎車での子椅子運送が重労働だったが、負担が軽減され、半分の人数で送迎できるようになり、人員体制の見直しもできるようになった。)

事例 2

事務機器小売業 → ISO27001 の認証を取得
(ISO27001 審査によるメリットとして、業務効率の改善や組織体制の強化、継続的な改善による企業価値の向上が上げられるが、取得により新規案件も獲得した。)

事例 3

ホテル・飲食業 → 専用システム、POS レジシステムを導入
(予約業務が煩雑だったり、紙での販売管理がとても大変だったが、インターネット予約～フロント業務まで一貫してできるシステム、POS レジシステムによる販売管理により、約 20%業務負担が軽減できた)

事例 4

倉庫業 → バーコード管理システムを導入
(在庫管理を手作業で行っていたため、手間がかかり、多くの人員が割かれていたが、バーコード管理システムを導入したことで、在庫管理、物品移動が時間短縮でき、熟練者の業務も全員対応できるようになった。)

FAX : 0266-52-6466

貴社名				ご担当者			
ご住所							
TEL				FAX			
E-mail							
ご要望、ご相談等 ありましたら ご記入ください。							

宮坂社会保険労務士事務所	所長：宮坂ひろ子（登録番号：2096-0006）	担当：木村
〒392-0022	諏訪市高島3-1201-90	
TEL：0266-52-2444	FAX：0266-52-6466	
E-mail	hiroko.miyasaka@misawakaikei.jp	

《 ご注意 》

社会保険等の事務手続きを社会保険労務士に委託されている場合は、まずそちらの先生にご相談ください。また、ご相談、説明は初回無料ですが、2回目以降は応相談、実際の助成金の手続等については、報酬等の費用が発生します。

《 個人情報のお取り扱いについて 》

このダイレクトメールは、弊所所有の情報及び広く一般的に公開されている情報より、弊所で対象とさせていただいた企業の皆様へお送りさせていただきました。
個人情報に関するお問い合わせ、個人情報の開示・訂正・利用停止・削除等のご請求については、ご面倒でも上記TEL・FAX等までご連絡いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。



弊社のHPに助成金情報を更新中
宮坂ひろ子社会保険労務士事務所
(三澤会計グループ)で検索！

